

「工事施行成績評定基準」の当面の運用について

1. 「創意工夫」・・・安全衛生関係の加算要因について
2. 「法令遵守」・・・法令遵守の考え方について

【平成26年1月1日以降評定工事から適用】

1. 組立作業者以外の有資格者による足場点検の加算について【創意工夫】

●作業主任者等が点検を実施した後、下記の2点を満足した場合、創意工夫の評価が可能です。

(1) 当該足場の組立て作業を行った者以外で、下記のいずれかの資格を有する者であること。

1. 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2. 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3. 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1. 又は2. に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

(2) 義務づけられた組立時、変更時等の時期に適宜点検が行われ、チェックリストなどの記録が保存され、是正があった場合は措置記録が残されていること。



創意工夫の・・・「安全衛生関係」の項目

「安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫」・・・で評価

2. 法令遵守等の評定における不問処分の取扱いについて【減点処分の取り扱い】

- 労働災害による休業が1日以下の場合、工事施行成績では「処分無し」としました。

北海道建設部土木工事共通仕様書に基づいて、監督員へ事故の報告を受けたもののうち、「文書注意」（－8点）若しくは「口頭注意」（－5点）に当てはまらない事故の場合の、いわゆる「不問処分」（－3点）について、従来から4日未満休業の労働災害を対象として、工事施行成績評定の減点として取り扱ってきました。

2日から4日未満の労働災害による休業
・ 従来通り「不問処分」
法令遵守－3点の減点

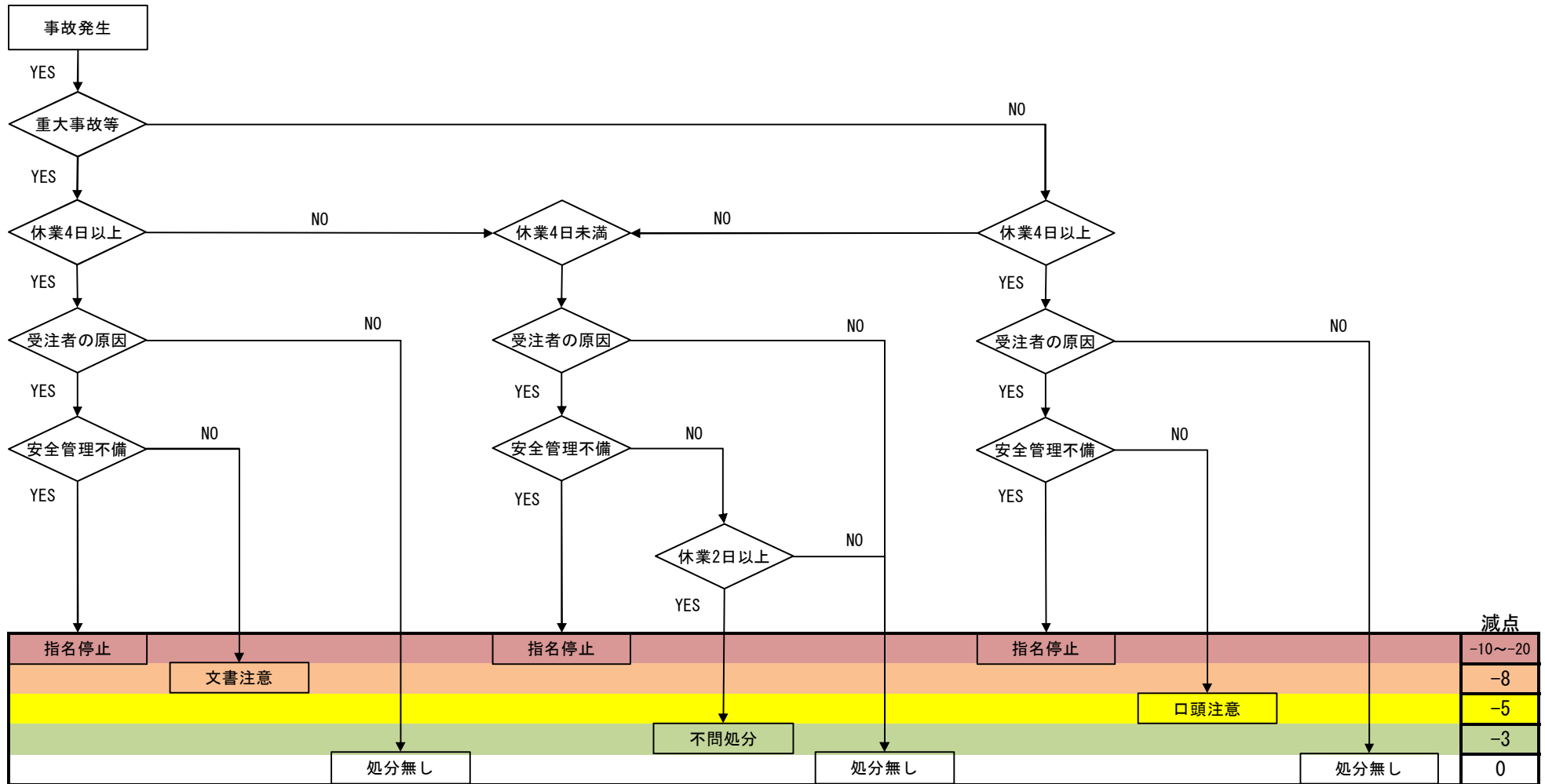
1日以下の負傷は、関係者個々の資質によることが多く、安全教育の限界と考えられ、不測の事態に備えての半日休業の通院等、極軽微なものと判断される。

1日以下の労働災害による休業
・ 当面は「処分無し」
法令遵守等の減点対象外

※別紙「労働災害による法令遵守等評定フロー」を参照下さい。

労働災害による法令遵守等評価フロー（試行版）

（別紙）



語句の説明

1. 重大事故等・・・平成5年3月5日管理第1693号による別紙2「労働災害等の発生について（報告）」の要否
2. 休業4日・・・労働安全衛生規則第97条の規程による「労働者死傷病報告」「様式第23号～4日以上、様式第24号～4日未満」の区分
3. 受注者の原因・・・安全管理の不備（措置が不適切）や関係者個々のヒューマンエラー等（安全教育の不備）によるもの・・・第三者が原因では無いもの
4. 安全管理不備・・・工事現場組織として安全管理が不適切によるもの・・・関係者個々のヒューマンエラー等（安全教育の不備）では無いもの
5. 処分無し・・・第三者の原因による労働災害で安全管理は万全であったと認められるもの、若しくは休業1日以下の極軽微な負傷
6. （参考）是正勧告書・・・労働安全衛生法等に違反し、労働基準監督署より交付されるもの（指名停止の参考要件）
7. （参考）再度処分・・・口頭注意・不問処分を同一工事で2回以上起こしたものは、文書注意